

●香川県警察本部告示第13号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月31日

香川県警察本部長 永 井 達 也

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第7条、第13条関係）			別表（第2条、第7条、第13条関係）		
機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期	機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略			略		
香川県警察本部警備部機動隊 高松市多肥下町1554番地2	略	略	香川県警察本部警備部機動隊 高松市多肥下町1262番地1	香川県高松南警察署長	提出のあった時以後の直近の通送時
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。